札

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和7年11月6日

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター所長 山下 秀幸

- 容 1. 調 達 内
 - 件 ブリ 高成長系統作出のための九州北部海域における親魚養成・ (1)調 達 名 選抜業務
 - (2)調 達 仕 様 入札説明書による
 - (3)履 行 期 限 令和10年3月31日
 - (4)履 場 行 所 入札説明書による。
- 2. 競争参加資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究·教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け1 3水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統 一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及 び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名 停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第 1項各号に掲げる者でないこと。
- 3. 入札方法及び提案書等の提出方法
 - (1)入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金 額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額 に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地 方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問 わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当す る金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、 入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記 載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、 入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付 を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項 目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC横浜ベイリサーチパーク 6階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター開発業務課

電話 045-277-0179 FAX 045-277-0209 ② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「ブリ高成長系統作出のための九州北部海 域における親魚養成・選抜業務入札説明書宅配便着払 いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付 任意書式に「ブリ高成長系統作出のための九州北部海域における親魚養成・選抜業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等 令和7年11月28日 15時 Webで配信。

※入札説明会に参加を希望する場合は、令和7年11月26日までに上記4. ①あてにFAXすること。

6. 入札書及び提案書等の提出期限 及び提出場所 令和7年12月19日 12時00分 4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は 提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和8年1月6日 15時00分 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

GRC横浜ベイリサーチパーク 会議室 開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、

落札者の決定まで時間を要することがある。 また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

- 9. その他
 - (1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入村保証金及び契約保証金
- 免除。
- (3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項 のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者 の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとす る。

- (6)入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写 し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7)詳細は入札説明書による。
- 10. 契約に係る情報の公表
 - (1)公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等※注1として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契 約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- 当機構との間の取引高
- 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいず れかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当 機構における最終職名等)
- 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約について は原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構 が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくととも に、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募 又

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国 立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www. fra. go. jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2. pdf) をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。 公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の 提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、 ③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出を お願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出 していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 ブリ高成長系統作出のための九州北部海域における親魚養成・選抜業務

2. 業務目的

ブリ養殖の経営を安定化させ、養殖ブリの国際競争力を強化するには、選抜育種による高成長系統の作出が必要である。しかし、本種は回遊性魚類であり成熟サイズも 6kg 以上と大型であるため、人工繁殖に必要な施設規模と養成経費がマダイ等と比較して膨大であること、成熟に3年を要するため3世代でおよそ10年の育種期間が必要となること等の理由から、研究機関、民間企業等を含め、国内で広く普及しうる高成長系統の作出には至っていない。

本業務は、上記のような現状を踏まえ、国立研究開発法人水産研究・教育機構とブリ養殖業者が連携し、ブリの高成長系統作出に向けた親魚養成・選抜作業を九州北部海域(佐賀県沿岸、長崎県沿岸、大分県沿岸)の一部において行うことを目的とする。

3. 業務内容

業務内容を以下に示す。ここでは、国立研究開発法人水産研究・教育機構を「委託者」、 委託事業を請け負う者を「受託者」という。

- (1) 人工種苗の池入れと初期飼育(ワクチン接種までの期間)【1年目】
 - 1) 親魚養成に供するブリ人工種苗(以下「種苗」という。)は、委託者が令和8年3月 に概ね全長5cmで委託者が指定する受渡日に受託者に供給する。なお、種苗は委託者 所有のもとで受託者に養成を委託する。
 - 2)種苗の受渡場所は、委託者の指定場所(長崎県五島市玉之浦町布浦 122-7 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所五島庁舎又は大分県佐伯市上浦大字津井浦 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所上浦庁舎)とし、受渡日は委託者と相談の上決定し、輸送手段は受渡日までに受託者が準備し、受託者の責任により種苗を輸送する。
 - 3) 種苗の供給尾数は最低 10,000 尾とし、一次選抜 (令和 9 年 11 月~12 月) 時点で 5,000 尾以上の親魚候補を確保することを目標とする。
 - 4)供給した種苗のワクチン処理及び初期飼育の方法(収容密度、給餌量・方法・頻度等)は、受託者の通常作業に準じるが、飼料は配合飼料(EP)のみとし、生餌、モイストペレットは使用しない。配合飼料の成分のうち、魚粉割合は50%を基準とし、60%以上の高魚粉飼料や40%以下の低魚粉飼料は使用しない。ただし、稚魚期の飼育(概ね平均体重が100gに達するまで)は、委託者と協議の上で魚粉割合の高い配合飼料を使

用することができる。魚粉以外の一般成分は特に指定しないが、特殊な添加物等の使用の可否は別途、委託者と協議する。

5) 受託者は、初期飼育期間の環境情報(生簀内の水温、溶存酸素量(DO))、給餌量と 種苗の死亡数の測定は毎日、種苗の尾叉長と体重の測定はワクチン接種時に実施し、これらのデータを概ね 2 か月ごとにまとめて委託者に提出する。委託者が供給する種苗 と同年・同時期に受託者が導入した天然種苗が同一の養殖場で飼育されている場合に は、上記と同様のデータ取得を行って委託者へ提出する。

(2) 親魚の養成(本養殖)【1,2年目】

- 1) 給餌量・方法・頻度については、飼育親魚の成長目安として、1 尾あたり平均体重 を 1 年目の 11 月に 0.5kg、2 年目の 5 月に 2kg、一次選抜を実施する 2 年目の 11 月 に 4kg 程度として決定すること。
- 2) 初期飼育と同様に飼料は配合飼料 (EP) のみとし、生餌、モイストペレットは使用しないこと。また、配合飼料の成分のうち、魚粉割合は50%を基準とし、60%以上の高魚粉飼料、40%以下の低魚粉飼料は使用しないこと。魚粉以外の一般成分については特に指定しないが、特殊な添加物等の使用の可否については別途、委託者と協議する。
- 3) 投薬等については、法令に基づき、受託者の通常作業に準じて行う。
- 4) 受託者は、養殖期間の環境情報(生簀内の水温、溶存酸素量(DO)) の測定は毎日、 給餌量と養殖魚の死亡数の測定は適宜、養殖魚の尾叉長と体重測定はワクチン接種以 降、概ね2か月ごとに実施し、これらのデータを2か月ごとにまとめて委託者に提出 する。委託者が供給する種苗と同年・同時期に受託者が導入した天然種苗が同一の養殖 場で飼育されている場合には、上記と同様のデータ取得を行って委託者へ提出する。

(3) 親魚の選抜と引き渡し【2年目】

- 1) 受託者は、一次選抜群として、令和9年11月~12月に委託者が別途指定する基準によって1,000尾を委託者と協力して選別し、①PITタグを装着して個体識別するとともに、②全長と体重を個体ごとに測定し、③ヒレの一部を採集した上で、別の生簀に収容する。これらを二次選抜に供する令和10年3月まで良好な状態で飼育管理する。なお、死亡があった場合には、受託者は、委託者が貸与しているPITタグリーダーによりPITタグを識別して委託者に報告する。
- 2) 受託者は、二次選抜群として、令和 10 年 3 月に委託者が指定する 100 個体を委託者の立ち合いの元、PIT タグリーダーにより PIT タグを識別して選別し、別の生け簀に収容する。受託者は、これらを良好な状態で飼育管理し、委託者が指定する日(令和10 年 3 月) に委託者へ引き渡す。100 尾選別から引渡しまでの間に死亡があった場合には、受託者は、委託者が貸与している PIT タグリーダーにより PIT タグを識別して

委託者に報告する。

- 3) 引渡しは、受託者の養殖場において、委託者が準備する活魚船等への積み込みをもって完了とし、親魚の輸送は委託者の責任と費用負担により行う。引渡しに先立ち、受託者は餌止め等の輸送に必要な処置を行う。
- 4) 一次選抜に漏れた親魚については、一次選抜完了後に、委託者からの譲渡を受けて 受託者が水揚げ・販売、又は廃棄処分を行う。一次選抜作業前の間引き、水揚げ・販売 は認めない。また、活魚での販売は認めない。なお、一次選抜群のうち、二次選抜に漏 れた親魚は、PIT タグを喫食することによる健康被害の可能性があることから食用と せず、受託者の責任により廃棄処分を行う。

(4) その他

- 1)上記の(1)~(3)の作業に必要となる施設、機材、資材、人員は受託者が準備し、受託者の責任において作業を実施する。ただし、一次選抜時に使用する測定板と体重計、選抜作業における PIT タグの準備と装着、ヒレの保存容器と保存用エタノールの準備、ヒレの採集と保存、ヒレの遺伝分析は委託者が行う。
- 2) 委託契約の期間は、上記(1)~(3)の作業を 1 サイクルとした 2 年間を一単位とする。
- 3)業務期間中は必要に応じて委託者が現場入りし、進捗状況の確認及び打合せを行い、 必要に応じて両者協議の上、作業の変更等を指示することがある。
- 4) トラブル等が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議し、受託者は本業務の目的を達成するために必要な処置を講じるものとする。
- 5) 選抜に漏れた親魚を活かしたまま販売すること、委託者の許可なく採卵用親魚として種苗生産や育種に利用することは、いずれも認めない。

4. 業務期間

令和8年3月1日から令和10年3月31日まで

5. その他

詳細については担当職員の指示に従い、完全に行うものとする。